

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 8 日現在

機関番号：32675

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25370796

研究課題名(和文)「境界」の島対馬の朝鮮人社会に関する総合的研究(19世紀後半～1960年代)

研究課題名(英文)Overall study about Korean society in Tsushima of "boundary" (second half in the 19th century-1960)

研究代表者

慎 蒼宇 (SHIN, chang u)

法政大学・社会学部・准教授

研究者番号：80468222

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、明治維新以降、1960年代までの時期を対象とした、対馬における朝鮮人の移動と社会形成に関する総合的な研究である。成果として得られたことは、長崎では19世紀末においては、近世的な漂流民が多かったこと、対馬で朝鮮人人口が増えるのは1910年代後半であり、そこには木炭製造、漁業、商業関連に朝鮮人を雇用するニーズがあったこと、戦時/戦後は密航批判を通じた「取締り」が強化されたこと、対馬は在日朝鮮人社会においては大阪・東京をつなぐネットワークの入口にあり、戦後は在日朝鮮人運動の拠点の一つであった、ということである。

研究成果の概要(英文)：This research is an overall study about Korean's movement and social formation in Tsushima who made time until 1960 time the subject after Meiji restoration. Since growing old in 19 end of a century at Nagasaki, the modernized world-like drift nations are the case that I had and, Tsushima, and it's the second half in 1910 's that the Korean population increases, and it's said that the thing obtained as an outcome was one of bases of Korean resident in Japan movement there after the war in the case that the needs which employ a Korean matched charcoal production, fishing and the commercial relation and, the wartime period/entrance of the network where Osaka and Tokyo are connected since putting the case that "control" has been strengthened and, Tsushima through secret passage criticism in the Korean resident in Japan society after the war.

研究分野：朝鮮近代史

キーワード：近現代史 境界 歴史学 植民地研究 在日朝鮮人

1. 研究開始当初の背景

当初の研究動向

対馬という場所は、耕地や農産物に恵まれない自然条件もあり、古代から、九州北部、朝鮮半島との交易で生計を立てる「交易」の島であったと同時に、日本と朝鮮半島のあいだの海域の「紛争」の最前線でもあった。中世・近世は宗氏を媒介に日朝関係は展開し、明治維新以降、対馬は長崎県に編入され、国防の島としての位置づけが強くなっていく。しかし、日本が朝鮮を植民地化するとその「境界」としての意味は法域を表すものとなり、戦後になると植民地の喪失によって再び国防の島としての位置づけが強くなり現在に至っている。

このような対馬に関する研究は、必然的に日朝関係史が中心となり、政治史・政策史、海域・境界論からのアプローチが主であった。中世史においては、倭寇を中心とした海域・境界人に関する諸研究や、朝鮮側の倭人渡航者統制と通交政策に関する諸研究が代表的である。近世においては、豊臣秀吉の朝鮮侵略時の対馬・朝鮮王朝関係史から、江戸時代における対馬藩と釜山倭館を介した日朝関係史・交易史、朝鮮通信使と対馬の朝鮮語通詞の役割、対馬藩の境界人としてのアイデンティティに関する研究など、幅広い研究成果がある。幕末から明治初期にかけての朝鮮進出論と対馬藩の関連に関する研究成果も多い。

こうした豊かなアプローチの研究は、近代史になると圧倒的に少なくなる。現代史に関しても、占領期の九州における出入国管理体制の形成や密入国・貿易の取締り、李ラインをめぐる国境紛争についての研究が近年盛んになりつつあるが、近代以降の対馬と朝鮮の関係史、対馬における人の移動・接触から見た研究は圧倒的に不足している。

近年はようやく木村健二「近代の長崎・対馬と朝鮮」(『歴史評論』669、2006年1月)のような、近代における対馬と朝鮮の関わり

に焦点をしばった研究がなされるようになってきたところである。

以上のことから、本研究課題の研究史から導きだされた課題は、(1)明治維新以降の対馬における対朝鮮・朝鮮人政策の連続性(断絶)という側面の分析、(2)移住朝鮮人による社会形成と現地社会との接触、(3)対馬の朝鮮人と朝鮮半島、他地域の在住朝鮮人との関連性とネットワーク、アイデンティティに関する分析という三点に集約可能であった。

2. 研究の目的

対馬は植民地期において、国境としての「境界」ではなくなったが、内地・外地のあいだの異法域の「境界」ではあり、戦後は再び国境化する。そうした対馬において、1)いつ頃からどのように対馬に朝鮮人が暮らすようになり、それは支配政策の全体・現地レベルでの展開とどのように関連しあっていたのか、2)移住者は朝鮮半島や他地域の朝鮮社会とどのようなネットワークを形成していったのか、という二点を明らかにすることは、日本の対朝鮮政策と生活レベルでの接触・摩擦という、応募者のこれまでの課題を戦後にまで広げることにもつながり、対象もより具体的な「地域」「境界」での分析に拡大することが可能となる。

以上が研究目的である。

3. 研究の方法

本研究は、明治維新以降、1960年代までの時期を対象とした、対馬における朝鮮人の移動と社会形成に関する総合的な研究である。具体的には、現在の対馬市をフィールドとし、(1)日本政府(内務省・外務省)レベルの対朝鮮・朝鮮人政策の展開、(2)現地対馬(および長崎)における行政や産業界による対朝鮮、対朝鮮人政策の展開、(3)移住朝鮮人と対馬の日本社会との生活空間での接触、(4)移住朝鮮人による、対馬での社会形

成や対馬を越えたネットワークの形成、アイデンティティの変化、の4点に着目した研究である。

計画年度内に明らかにしようとした具体的内容は以下の三点である。

「韓国併合」までの時期においては、長崎県官公庁資料と内務・警察関連の調査資料、対馬の自治体・軍隊関係の資料を中心に分析を行う。自治体・内務・警察・軍関係資料を中心に、朝鮮半島から対馬への人の移動の契機と実態を解明する。

植民地期においては、の資料に加え、総督府関連の資料や対馬の各自治体誌、各種社会団体の編纂誌、対馬出身総督府官僚の手記などの資料を中心に、対朝鮮・朝鮮人政策の展開とその実態を解明する。さらに、『対馬新聞』などの郷土新聞や人々の回想録などを中心に、対馬社会と朝鮮人の接触・摩擦の様相を解明し、朝鮮人自身の手記や発行雑誌、新聞などの資料を分析して、対馬における朝鮮人の社会形成、アイデンティティの様相とその実態を明らかにする。

戦後～1960年代までにおいては、GHQ関連資料、長崎県官公庁資料、警察・法務関係の資料、長崎・対馬の新聞、その他新聞雑誌、自治体誌などの資料を中心に、戦後の日本政府・自治体の対朝鮮・朝鮮人政策の展開と実態を明らかにする。さらに、朝鮮人運動関連の雑誌・新聞・手記・回想録・証言集などの資料を中心に、戦後対馬における朝鮮人社会の様相と変化、東アジアの冷戦・日本の逆コース、南北分断体制の形成との関わりなどを明らかにする。加えて、の時期との問題の連続面・断絶面を考察する。

4. 研究成果

(1) 日本政府レベルの対朝鮮・朝鮮人政策の展開（19世紀末～1960年代）

先行研究の成果も踏まえ、政策の特徴ごとに時期区分をすると、以下のようになる。

内地雑居による就労のはじまり（1876-1905）

日朝修好条規締結（1876年）が、日本の朝鮮への経済的膨張と朝鮮人の日本渡航へのきっかけとなり、日本と朝鮮の間には、三菱による定期航路開通（釜山～長崎間）を先駆けとして、大阪起点の航路、釜山・下関間航路などが開通された。朝鮮国は日本に居留地がなく領事裁判権がなかったため、朝鮮人の内地雑居が認められ就労が慣行とされていき、1899年に外国人労働者の居住・就労の制限がされるようになった後も、朝鮮人労働者の就労は制限されなかった。

日清戦争後になると、中央の大資本が集中して九州の炭坑（筑豊など）に進出したために坑夫不足となり、低賃金で働かせられる朝鮮人坑夫は日本の炭鉱にとって必要不可欠の存在になった。

韓国保護国化による変化（1905-1910）

日本が韓国を保護国化し、統監府が朝鮮人の旅券の発行を担うようになると、朝鮮人の日本渡航に際して旅券携帯が免除され、渡航が一層容易になった。1906年から「韓国併合」前後にかけて、九州・関西など西日本での鉄道工事等に、朝鮮人労働者が千人以上の規模で就労するようになるのはそのためである。

植民地期における渡航管理政策の展開

「韓国併合」後、在日朝鮮人の人口は増加の一途をたどり、1910年代後半にはとくにその傾向が顕著となった。第一次世界大戦による景気高揚は内地産業の労働力需要を喚起し、日本企業は低賃金の労働力として植民地朝鮮人の雇用に乗り出したことと、朝鮮で土地調査事業を前提とした植民地農政が行われて朝鮮農民の窮乏化が進行し、出稼ぎ労働者になることを余儀なくされたことがその原因である。

朝鮮人の渡日の増大とともに、「内地」では内務省が日本に渡航してくる朝鮮人を「治安」対象として取締・監視体制を徐々に整え

始め、朝鮮に朝鮮人労働者を集めに来る日本企業に対する管理は朝鮮総督府が担当するようになった。

そして、朝鮮三・一独立運動の発生以降は、官憲と日本社会の中に、朝鮮人の民族運動をより警戒・恐怖する「不逞鮮人」観が増幅し、旅行証明書制度をつくり、朝鮮人個人の移動に関する規制を強めた。1928年から導入された渡航証明書制度も、朝鮮人の日本への往来を制限するものであり、世界恐慌による不況はその傾向に拍車をかけた。

日中戦争の勃発後、日本が完全な戦時体制へと転換すると、1938年國家總動員法の公布と1939年の國民徴用令の公布によって、「募集」形式の労働力動員計画が実施された。これがいわゆる強制連行である。太平洋戦争でより多くの労働力が必要とされると、日本は1942年には官憲らによる「官斡旋」方式で、1944年には「國民徴用令」によって青紙一枚で強制連行する事を可能にしていき、日本各地の炭鉱、金属鉱山をはじめ、水力発電、鉄道・道路工事、軍事工場・基地工事など、日本の至る所に朝鮮人が強制連行された。

強制連行・労働に対馬が関わるのは二点である。ひとつは東邦亜鉛対馬鉱業における朝鮮人強制労働であり、もうひとつは対馬要塞司令部関連の軍事工場・基地建設における朝鮮人労働である。

戦後における在日朝鮮人政策の展開

戦後日本は植民地期の「帝国臣民」支配の思想を根底で維持しながら、新たな在日朝鮮人支配体制を形成していった。

1947年に制定された外国人登録令は、「臣民」でありながら、朝鮮へ送還するという植民地期の支配手法を、敗戦後の新たな法でも維持したものであった。

さらに、日本政府は、外国人登録令を改正し、朝連などの在日朝鮮人団体を破壊して朝鮮人個人々人への直接的管理の具現化をはかり、サンフランシスコ講和条約の締結後、在

日朝鮮人は一般外国人とも異なるきわめて特殊な地位、事実上の無国籍状態に置かれたまま、日本と南北朝鮮の間の「問題」として扱われるようになった。

「境界」の島対馬の特異性に関する考察

とりわけこの時期においては、対馬が国境としての役割を持つことの固有の意味を探り出すことが必要である。については、近世の漂流民としての扱いと近代主権国家としての扱いの過渡期的両存状況を浮き彫りにすることはできた。については、大韓民国の成立以降、李承晩政権との間で「李ライン」をめぐる国境紛争が発生し緊張が増大したことと、済州島などと対馬における「密貿易」の取締りや南朝鮮における政治的・経済的混乱の継続に伴う日本への流民の増大に対する取締りを対馬において強化していったことが、長崎県警発行の雑誌『警鼓』の諸記事や、『長崎新聞』の記事などを通じて間接的に浮き彫りにすることが可能である。

(2)対馬(および長崎)における行政や産業界による対朝鮮、対朝鮮人政策の展開 内地雑居による就労のはじまり

上記時期における長崎県、対馬島庁の対朝鮮、朝鮮人政策の展開を考察するために、長崎歴史文化資料館と長崎県対馬歴史民俗資料館に所蔵されている行政史料と対馬の「島庁文書」を用いた。この時期の長崎県・対馬島庁の対朝鮮人政策の特徴を整理すると、

*1:1880年代中盤の厳原の士族人口には「他国人」の存在が確認できる。

1886年の「対馬・警察関係資料」には、厳原大手橋町士族人の人口戸数調があり、人口196人のうち、他国人雇人6人・被雇人7人、厳原国分町にも他国人雇人19人・被雇人25人、厳原今屋敷町にも他国人雇人6人の所在が確認できる。これは対馬の持つ国際関係から見て朝鮮国人であると推察しうる。

*2:この時期、対馬に入国、あるいは就籍

した外国籍者は、1886年の「外国ヨリ就籍」した者が20人いた以外は0人であった。

1886年において、外国より対馬に就籍した者が下縣郡に男7人、女13人、合計20人いたことが確認できる。しかし、それがどの国からであり、なぜ就籍したのかについては不明である。

それ以外の年については、「外国ヨリ就籍者」は一人もおらず、「人口出入表」においても、外国からの「入」は、統計のカテゴリーの中にも記されていない。

*3：漂流民漂着が近世から続いているが、その対応は対馬藩から長崎県へ転換した。

1868年6月、朝鮮の浅海郡の賊徒600人ほどが着岸し、対馬藩・肥前藩が対応した。1887年6月4日には長崎県知事代理からの訓令で、漂流民の経費・救護解送・衣食給与、その他諸費用は朝鮮国が負担することと、朝鮮への日本国民の漂着の負担は日本国が負担することが伝えられている。1892年10月6日には対馬島庁から長崎県知事宛に、朝鮮からの漂流民の身柄送還については従前通りに行くことと、1897年10月には島庁第二課長警部から島庁第一課長宛に、韓人漂流民の死体埋葬を行う旨が伝えられている。

この時期は、むしろ対馬島民が朝鮮や清に渡航するケースのほうが圧倒的に多かった。

韓国保護国化による変化（1905-1910）

この時期においても、対馬への朝鮮人漂流民が存在し、島庁が釜山理事庁に、朝鮮人救護送還費用を請求している。また、保護国下にあった朝鮮人の「旅券」は、他の外国からの移入者の旅券と区別されていた。

「長崎県統計書」（1911年）によれば、1907年12月31日現在の在長崎朝鮮人人口は男16人（戸数は4）、1908年12月31日現在は男11人（戸数は2）で、職業は教師2人・料理店1人・菓子商1人・労働者4人・その他職業2人・無職1人となっている。対馬にどのくらいいたのかは不明である。

また、この時期は、抗日義兵将であった崔益鉉が「国事犯」として1906年8月28日に対馬に移送され、1907年1月1日に息を引き取った。崔益鉉の死は、朝鮮社会にも、対馬社会にも大きなインパクトを残し、現在まで記憶されている。

植民地期における渡航管理政策の展開

「韓国併合」後、朝鮮人は外国人扱いではなくなると同時に戸籍法の適用も受けない存在となる。人口統計上は、「本籍者」「現住者」のなかの後者に入り、その中で、どのくらいが朝鮮人なのかが把握しにくい。とはいえ、人口統計を作成している主任協議会では、植民地への対馬からの出航と対馬への移入に関する動態把握をする必要があるとの認識が1910年代末以降見られるようになった。

1910年代から20年代にかけて、対馬における朝鮮人人口が増大していった。とはいえ、その間、長崎県と対馬島庁、あるいは対馬の産業界が増大する朝鮮人に対し、どのような政策をとっていたのか、行政史料や企業関係資料から直接把握することはできなかった。

戦後における在日朝鮮人政策の展開

占領軍の意図のもとで、1946年7月に人口動態把握調査が行われ、朝鮮人・台湾人で外国人としての取り扱いをもとめる者は、内地に本籍を有しない者として除外できる、とされていた。これは、外国人登録令の発布前において、在日朝鮮人団体が「帝国臣民」ではなく、正当な外国人としての待遇を求めていたことを裏付けるものである。実際、上記史料に所収されている質疑応答においても、「内地人の範囲は如何」という問いに対し、内地戸籍を持たない台湾人・朝鮮人は含まれない、と人口課長が述べている。

（3）移住朝鮮人による、対馬での社会形成や対馬を越えたネットワークの形成、アイデンティティの変化

対馬における朝鮮人の動向の特徴を整理

すると以下ようになる。

*1 対馬における在日朝鮮人人口の特徴は概ね内地全般の傾向と符合する。

「島庁文書」のなかで、「韓国併合」以降、最初に朝鮮人の所在を確認できるのは「大正5年以降 伝染病患者台帳」(1396)である。ここでは、1921年に豊崎村で金石周(漁業・31歳)、仁住村で金大珍(漁業・34歳)、仁田村でキムハッピン(不明・21歳)、1922年に琴村で徐在根(漁業・26歳)が発病したことが確認できる。3名が漁民であった。

次に確認できるのは、「国勢調査資料(大正14年)」(1-531)における「朝鮮人分布状況通報の件」である。1925年において対馬の朝鮮人人口が1816名(男1485名/女331名)で、もっとも多いのは漁村である佐須奈(437名)であった。

その後、総力戦体制期においては、朝鮮人人口は4000名を超えていたとされる。戦後は1955年7月1日現在においても朝鮮人は2385人いたとされる。

*2 漁業、木炭製造が生業の主であった。すでに先行研究において、対馬の朝鮮人の生業は山林での木炭製造が中心であったことが明らかにされており、今回の調査でも、琴村でインタビュー調査を行い、戦後生まれのA氏(女性)から、戦後~1970年代に至るまで、森林で木炭製造を行い、子弟を学校に通わせる朝鮮人が複数いた、という証言を得た。

また、漁業を生業とする朝鮮人が多かった。実際、『長崎新聞』(1931年5月7日付)には、済州島の海女漁業団唐昌祐ら31名の海女が下懸郡仁位村の横浦漁業組合の権利磯である長崎鼻の海藻主としてワカメの採取方を360円で引き取る契約(1か月)をしたと報道されている。以降、『長崎新聞』には朝鮮半島からやってきた海女たちに関する記事が多く見られるようになった。

*3 対馬での朝鮮人運動の展開

厳原には現在も宗家・李王家の婚姻を祝し

朝鮮人が建立した碑が残っているが、その形成過程についてはあまり明らかにされてこなかったが、800人近い在住朝鮮人が負担をし合って記念碑の建立を進めたことが明らかになった。

戦後は在日朝鮮人運動の中心を担った在日本朝鮮人連盟支部が対馬に作られた。対馬は朝鮮半島と日本をつなぐ「境界」であり、これは統治側にとってだけではなく、朝鮮人にとっても移動の中継地点となる場所で重要であった。

これらの点については多くの史料(在日朝鮮人運動関連)を集めており、今後、より具体的に明らかにしていく予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔学会発表〕(計1件)

鄭栄桓「長い朝鮮戦争」と在日朝鮮人運動、第14回立命館大学コリア研究センター国際シンポジウム「朝鮮戦争を検証する - 停戦60年目」立命館大学衣笠キャンパス充光館地下301教室(京都府京都市)、2013年11月23日

〔図書〕(計1件)

鄭栄桓『朝鮮独立への隘路 在日朝鮮人の解放五年史』法政大学出版社、2013年、376頁。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

・ 愼 蒼宇 (SHIN chang u)
法政大学・社会学部・准教授
研究者番号：80468222

(2) 研究分担者

・ 檜皮 瑞樹 (HIWA mizuki)
早稲田大学・大学史資料センター・助教
研究者番号：00454124
・ 宮本 正明 (MIYAMOTO masaaki)
立教大学・立教学院史資料センター・学術調査員
研究者番号：20370207
・ 鄭 栄桓 (CHONG yongfan)
明治学院大学・教養教育センター・准教授
研究者番号：90589178